

破砕業許可申請書類一覧表

No.	申請書及び添付書類		新規	更新	変更
1	申請書	新規、更新は様式第八、事業範囲の変更は様式第十 ※様式有			
2	破砕業を行う施設、積替え又は保管場所に関する書類	① 破砕業を行う施設（以下、「施設」、事業場の平面図・立面図・断面図・構造図等		—	△
		② 施設の設計計算書（処理能力等を説明する書類）		—	△
		③ 施設の所有権を有することを証する書類（納品書、売買契約書等の写し）		—	△
		④ 施設及び付帯設備の配置図		—	△
		⑤ 破砕前自動車、破砕後物等の保管方法を示す書類		—	△
		⑥ （保管面積・上限・高さの根拠となる）保管能力の計算書		—	△
		⑦ 現地の写真（全景、周辺、建物、保管場所及び施設の内容がわかるのもの）		—	△
		⑧ 付近の見取図		—	△
		⑨ 施設に係る土地を含む公図（ 原本 ）		—	△
		⑩ 施設に係る土地、建物の登記事項証明書（ 原本 ） ・施設に係る土地、建物等の所有権を有しない場合は賃貸借契約書の写しなど使用する権原を有することを証する書類		—	△
3	事業計画書 ※様式有				
4	収支見積書 ※様式有				
5	法人	定款又は寄附行為 （複写に原本と相違ない旨を記入し、原本証明をしてください）			
		法人に関する 登記事項証明書（原本）			
		次に掲げる者の、 住民票（本籍記載のもの。外国人にあつては国籍等記載のもの）（原本提出） （１）役員 ※備考参照 （２）発行済株式総数の５％以上の株式を有する株主又は出資の額の５％以上の額に相当する出資者（株主又は出資者が法人の場合は当該法人に関する 登記事項証明書 ） （３）使用人 ※備考参照			
		次に掲げる者の、 住民票（本籍記載のもの。外国人にあつては国籍等記載のもの）（原本提出） （１）申請者 （２）使用人 ※備考参照 （３）申請者の法定代理人（申請者が未成年の場合）（法定代理人が法人の場合は当該法人に関する 登記事項証明書 ）			
6	誓約書 ※様式有				
7	標準作業書（任意の様式） ※標準作業書マニュアル参照				
8	都市計画法、建築基準法、消防法、水質汚濁防止法、その他の法令、条例に対する対応状況について記載した書類			—	

（空欄）・・・必要

— ……省略可能

△ ……内容条件により必要、省略が変わります

備考 役員・・・業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者です

使用人・・・申請者の使用人で次に掲げるものの代表者

(1) 本店又は支店（主たる事務所又は従たる事務所）

(2) 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で解体業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

(注1) 申請書は**2部(正・控)**作成し、1部ずつ、上記の添付書類を番号順に並べた上で、クリップ等でとじて提出してください。

控については、正本のコピーでかまいません。

(注2) 公的機関が発行する書類（**住民票、登記事項証明書等**）は**発行から3か月以内**のものを添付してください。

(注3) **手数料の納入方法は、後日送付する納入通知書での振込みとなります。**

なお、審査手数料は、下記のとおりです。

破砕業許可申請手数料	新規	84,000円
	更新	77,000円
	変更	75,000円

(注4) 上記の書類の他にも別途書類の提出を求めることがあります。

申請の窓口・申請に関する問い合わせ先

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市役所本庁舎4階

環境局事業部廃棄物指導課 産業廃棄物審査担当

Tel 052-972-2391(ダイヤル) Fax 052-972-4132

ホームページ : <https://www.city.nagoya.jp/>